

障 第 3 9 8 号
令和 7 年 8 月 12 日

各障がい者（児）福祉施設・事業所運営法人 代表者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長

「令和 7 年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（障がい福祉施設等）」の支給について（通知）

平素は、本県の障がい福祉施策の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、エネルギー・食材料価格高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入が公定価格で決められていること等により高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、このたび県では標記応援金を支給することといたしました。

つきましては、応援金の支給要綱（光熱費、食材料費）を定め、県障がい福祉課ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

交付申請書類の作成・提出に当たっては、同要綱の内容を十分にご確認いただきますようお願いします。

記

1 対象施設等及び支給額

(WEB申請用二次元コード)

別表のとおり



2 申請受付期間

令和 7 年 8 月 18 日（月）～10 月 9 日（木）

3 申請方法

法人ごとに郵送またはWEB (<https://www.shimane-ohenkin.jp>) からの申請

【ホームページ掲載箇所】

島根県トップページ - 医療・福祉 - 福祉 - 障がい者福祉 - 事業者向け

- 1 令和 7 年度 障がい福祉事業者向け物価高騰対策

【申請手続き等に関する問い合わせ先及び申請書郵送先】

〒690-0826

島根県松江市学園南 1 丁目 15-10 松江アイビル 401 号室

島根県医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金事務局

TEL 0120-511-215 (受付時間：平日 9:00～17:00)

別表
〈光熱費〉

施設区分	施設・サービス種別	定員区分	支給単価 (円)	備考
I. 入所系 障害者支援施設 障害児入所施設	施設入所支援	うち 30 人未満	168,000	併設サー ビスの定 員数を含 む
		うち 30 人以上 50 人未満	252,000	
		うち 50 人以上 100 人未満	378,000	
		うち 100 人以上	504,000	
	障害児入所施設等（福祉型） 障害児入所施設等（医療型）	うち 30 人未満	168,000	
		うち 30 人以上 50 人未満	252,000	
		うち 50 人以上 100 人未満	378,000	
		うち 100 人以上	504,000	
II. 訪問系 障害者 障害児	居宅介護		42,000	
	重度訪問介護		42,000	
	同行援護		42,000	
	行動援護		42,000	
	保育所等訪問支援		42,000	
	居宅訪問型児童発達支援		42,000	
III. 通所系 障害者 障害児	生活介護		42,000	
	自立訓練(生活訓練)		42,000	
	自立訓練(機能訓練)		42,000	
	就労移行支援		42,000	
	就労継続支援 A 型		42,000	
	就労継続支援 B 型		42,000	
	就労定着支援		42,000	
	放課後等デイサービス		42,000	
	児童発達支援		42,000	
	医療型児童発達支援		42,000	
IV. 短期入所	短期入所（医療型）		42,000	
	短期入所（福祉型）		42,000	
V. 療養介護	療養介護		42,000	
VI. 自立生活援助	自立生活援助		42,000	
VII. グループホーム	共同生活援助(G H)		84,000	棟数単位
VIII. 相談支援	計画相談支援		42,000	
	障害児相談支援		42,000	
	地域移行支援		42,000	
	地域定着支援		42,000	

〈食材料費〉

対象施設等	支給額	備考
障害者支援施設	定員一人あたり 10,500 円	併設サービスの定員数は含まない。
障害児入所施設（福祉型）		
障害児入所施設（医療型）		

(注)

- 1 原則、公立の施設等を除く
- 2 令和7年度医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（介護保険施設・老人福祉施設等分）支給要綱の規定により応援金の支給を申請した施設等を除く